

令和元年9月19日（木）

令和元年度第1回大阪府死因調査等協議会 参考資料

【参考資料】

1. 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号） 1
2. 滋賀県死因究明等推進協議会のあゆみ（平成31年3月） 9

死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）

目次

- 第一章 総則（第1条—第9条）
- 第二章 基本的施策（第10条—第18条）
- 第三章 死因究明等推進計画（第19条）
- 第四章 死因究明等推進本部（第20条—第29条）
- 第五章 死因究明等推進地方協議会（第30条）
- 第六章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度（第31条）

附則

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、並びに死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定めるとともに、死因究明等推進本部を設置すること等により、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「死因究明」とは、死亡に係る診断若しくは死体（妊娠4月以上の死胎を含む。以下同じ。）の検案若しくは解剖又はその検視その他の方法によりその死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすることをいう。

2 この法律において「身元確認」とは、死体の身元を明らかにすることをいう。

3 この法律において「死因究明等」とは、死因究明及び身元確認をいう。

（基本理念）

第3条 死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

一 死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。

二 死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。

三 身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。

四 死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得

られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。

2 死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。

3 死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、死因究明等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(大学の責務)

第6条 大学は、基本理念にのっとり、大学における死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(法制上の措置等)

第8条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第9条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。

第二章 基本的施策

(死因究明等に係る人材の育成等)

第10条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的知識を有する人材を確保することができるよう、医師、歯科医師等の養成課程における死因究明等に関する教育の充実、死因究明等に係る医師、歯科医師等に対する研修その他の死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、警察等（警察その他その職員が司法警察職員として死体の取扱いに関する業務を行う機関をいう。以下同じ。）における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、死因究明等に係る業務に従事する警察官、海上保安官及び海上保安官補等の人材の育成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備）

第 11 条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的教育を受けた人材の確保及び研究の蓄積が精度の高い死因究明等の実施にとって不可欠であることに鑑み、大学等における死因究明等に関する教育研究施設の整備及び充実その他の死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備に必要な施策を講ずるものとする。

（死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備）

第 12 条 国及び地方公共団体は、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、相互に連携を図りながら協力しつつ、法医学、歯科法医学等に関する知見を活用して死因究明等を行う専門的な機関を全国的に整備するために必要な施策を講ずるものとする。

（警察等における死因究明等の実施体制の充実）

第 13 条 国及び地方公共団体は、警察等における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、警察等における死体に係る捜査、検視、死因及び身元を明らかにするための調査等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

（死体の検案及び解剖等の実施体制の充実）

第 14 条 国及び地方公共団体は、医師等による死体の解剖が死因究明を行うための方法として最も有効な方法であることを踏まえつつ、医師等が行う死因究明が正確かつ適切に行われるよう、医師等による死体の検案及び解剖等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

（死因究明のための死体の科学調査の活用）

第 15 条 国及び地方公共団体は、死因究明のための死体の科学調査（死因を明らかにするため死体に対して行う病理学的検査、薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。以下この条において同じ。）その他の科学的な調査をいう。以下この条において同じ。）の有用性に鑑み、病理学的検査並びに薬物及び毒物に係る検査の実施体制の整備、死因究明に係る者の間における死亡時画像診断を活用するための連携協力体制の整備その他の死因究明のための死体の科学調査の活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備）

第 16 条 国及び地方公共団体は、身元確認のための死体の科学調査（身元を明らかにするため死体に対して行う遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他の科学的な調査をいう。）が大規模な災害時はもとより平時においても極めて重要であることに鑑み、その充実を図

るとともに、歯科診療に関する情報の標準化の促進並びに当該標準化されたデータの複製の作成、蓄積及び管理その他の身元確認に係るデータベースの整備に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進)

第17条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する施策の適切な実施に資するよう、死者及びその遺族等の権利利益に配慮しつつ、警察等、法医学に関する専門的な知識経験を有する医師又は歯科医師、診療に従事する医師又は歯科医師、保健師、看護師その他の医療関係者等が死因究明により得られた情報を相互に共有し、及び活用できる体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、遺族等の心情に十分配慮しつつ、死因究明により得られた情報を適時に、かつ、適切な方法で遺族等に説明することを促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の適切な管理)

第18条 国及び地方公共団体は、死者及びその遺族等の権利利益に配慮して、死因究明等により得られた情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 死因究明等推進計画

第19条 政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「死因究明等推進計画」という。）を定めなければならない。

2 死因究明等推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項

二 死因究明等に関し講ずべき施策

三 前2号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項

3 死因究明等推進計画に定める前項第2号の施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 厚生労働大臣は、死因究明等推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

5 厚生労働大臣は、閣議の決定があったときは、遅滞なく、死因究明等推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、死因究明等推進計画の円滑な実施を図るため、その実施に要する経費に関し必要な資金を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

7 政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、3年に1回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 第4項及び第5項の規定は、死因究明等推進計画の変更について準用する。

第四章 死因究明等推進本部

(設置及び所掌事務)

第20条 厚生労働省に、特別の機関として、死因究明等推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 死因究明等推進計画の案を作成すること。
- 二 死因究明等に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策に関する重要事項について調査審議するとともに、死因究明等に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

（組織）

第21条 本部は、死因究明等推進本部長及び死因究明等推進本部員 10 人以内をもって組織する。

（死因究明等推進本部長）

第22条 本部の長は、死因究明等推進本部長（以下「本部長」という。）とし、厚生労働大臣をもって充てる。

（死因究明等推進本部員）

第23条 本部に、死因究明等推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する者

3 前項第2号の本部員は、非常勤とする。

（専門委員）

第24条 本部に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者の中から、厚生労働大臣が任命する。

（幹事）

第25条 本部に、幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 幹事は、本部の所掌事務について、本部長及び本部員を助ける。

（資料提出の要求等）

第26条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（本部の運営の在り方）

第27条 本部の運営については、第23条第2項第2号の本部員の有する知見が積極的に活用され、本部員の間で充実した意見交換が行われることとなるよう、配慮されなければならない。

(事務局)

第 28 条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第 29 条 この章に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 死因究明等推進地方協議会

第 30 条 地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

第六章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度

第 31 条 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

第 2 条 国は、この法律の施行後 3 年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第 3 条 厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 16 条の 2」の下に「一第 16 条の 4」を加える。

第 4 条第 1 項第 16 号の次に次の一号を加える。

16 の 2 死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号）第 19 条第 1 項に規定する死因究明等推進計画の策定及び推進に関すること。

第 16 条の 2 の見出しを「(設置)」に改め、同条第 1 項中「自殺総合対策会議」を「次のとおり」に改め、同項に次のように加える。

死因究明等推進本部

自殺総合対策会議

第 16 条の 2 第 2 項を削り、第 3 章第 4 節中同条の次に次の 2 条を加える。

(死因究明等推進本部)

第 16 条の 3 死因究明等推進本部については、死因究明等推進基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(自殺総合対策会議)

第 16 条の 4 自殺総合対策会議については、自殺対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第 18 条第 1 項中「第 17 号まで」を「第 16 号まで、第 17 号」に改める。

滋賀県死因究明等推進協議会のあゆみ

平成 31 年 3 月

滋賀県死因究明等推進協議会

まえがき

正確な死因を究明することは、亡くなった方の最期の状態を明らかにして尊厳を守ることになります。また、犯罪や事故の詳細を明らかにして治安の維持を守るとともに、感染症などの原因を明らかにして蔓延を予防することで公衆衛生の向上にもつながります。したがって、死因究明は公共性が高い重要なことです。わが国では死因究明体制が必ずしも磐石ではなく、正確な死因が究明されないことによって一部の人が不利益を被ることや社会の治安が揺るがされることがありました。

滋賀県では、平成26年6月に閣議決定された、「死因究明等推進計画」に則り、改めて県内の死因究明等の体制を見直し、質が高い死因究明等の体制が構築できるように関係者一同が努めて参りました。関係各位のお力により、少しずつではありますが、死因究明等の体制が向上し、県民の皆様にも成果が還元されるようになっております。この度、これまでの活動内容を、「滋賀県死因究明等推進協議会のあゆみ」として、皆様にお示しするに至りました。内容をご一読頂き、忌憚のないご叱責、ご指導を賜れば幸いです。皆様のお声をもとにして、今後の滋賀県における死因究明等の体制をさらに充実させて参ります。

最後に、当協議会を支えて下さいました関係各位の皆様に厚く御礼申し上げます。また、活動を行うにあたり、当初から多々ご指導を賜りました、内閣府死因究明等施策推進室の皆様方に深く御礼申し上げます。

平成31年（2019年）3月末日

滋賀県死因究明等推進協議会会長

一杉 正仁

滋賀県死因究明等推進協議会委員一覧（敬称略）

所属機関・団体等		氏名	在任期間
滋賀医科大学医学部	教授	一杉正仁	平成27年度～
滋賀県医師会	理事	北野充	平成27年度～平成28年度
〃	〃	木築野百合	平成29年度～
滋賀県歯科医師会	理事	高田克重	平成27年度
〃	常務理事	〃	平成28年度～
滋賀県薬剤師会	副会長	射手矢慎一	平成27年度～
滋賀県病院協会	副会長	石川浩三	平成27年度～
大津地方検察庁	検察官検事	沖慎之介	平成27年度
〃	〃	大和谷護	平成28年度～平成29年度
〃	〃	齊藤一馬	平成30年度～
滋賀県警察本部	検視官室長	小林孝行	平成27年度
〃	〃	吉田隆史	平成28年度
〃	〃	中山淳	平成29年度～
滋賀県保健所長会	高島保健所長	伊藤直	平成27年度
〃	東近江保健所長	小林靖英	平成28年度
〃	長浜保健所長	〃	平成29年度
〃	甲賀保健所長	嶋村清志	平成30年度～
滋賀県健康医療福祉部	次長	角野文彦	平成27年度～平成29年度
〃	理事	〃	平成30年度～

<滋賀県死因究明等推進協議会事務局>

滋賀県健康医療福祉部健康医療課（平成27年度～平成28年度）

同 医療政策課（平成29年度～）

目 次

活動の経緯	1
① 死因究明等推進計画と滋賀県死因究明等推進協議会の発足	1
② 第一次提言の提出	2
③ その後の活動	3
協議会構成機関・団体による様々な取組	6
① 医師会による研修会の実施	6
② 薬剤師会でのお薬手帳普及運動	6
③ 歯科医師会での研修実施	8
④ 解剖率向上に向けた取組	9
⑤ 警察における研修および検視官の増員	9
⑥ 病院協会での研修実施	10
⑦ 遺族に対する心のケア	11
⑧ 在宅死亡に関する研修会の実施	12
⑨ 小児の死因究明に関する調査・研究の実施	13
⑩ ホームページの充実	14
滋賀県死因究明等推進協議会の活動記録	15

活動の経緯

① 死因究明等推進計画と滋賀県死因究明等推進協議会の発足

わが国における年間死亡者数は、高齢社会の進展に伴い増加傾向にあり、一人暮らしの高齢者も増加していることから、誰にも看取られずに亡くなる孤独死の増加が懸念されています。

また、未曾有の災害をもたらした東日本大震災において、身元確認作業は困難を極めました。今後、首都直下地震や南海トラフ地震といった新たな大規模災害が発生するおそれも指摘されています。

正確な死因を究明することは、死者の尊厳を守るだけでなく、犯罪の見逃しや感染症の蔓延を予防するなど、治安の維持や公衆衛生の向上を図る上で重要なことです。しかし、わが国の死因究明制度は、諸外国に比べて必ずしも十分なものとは言えず、中には犯罪を見逃してしまった例もありました。こうした状況から、死因究明体制の強化が求められるに至ったほか、大規模災害の発生を想定して、平素から身元確認のための態勢を整備しておく重要性が改めて認識されました。

平成24年6月に「死因究明等の推進に関する法律」が議員立法で制定され、同法に基づく政府の死因究明等推進会議の議論が進められました。そして、政府が死因究明と身元確認の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るべく、平成26年6月に「死因究明等推進計画」が閣議決定されました。

死因究明等推進計画の概要

◆死因究明等推進計画について

- 死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号）に基づき、死因究明等の推進に関して必要な措置を定める計画
- 死因究明等推進会議（会長：内閣官房長官）が計画の案を作成
- 計画の案の作成に資するため有識者からなる死因究明等推進計画検討会を18回開催、最終報告書を取りまとめ（平成26年4月）
⇒パブリックコメント、死因究明等推進会議を経て、**死因究明等推進計画を閣議決定（平成26年6月13日）**

第1 死因究明等推進計画策定の基本的考え方

○計画策定の経緯・背景

- ・高齢化の進展等に伴う死亡数の増加
- ・犯罪の見逃し防止
- ・平素から身元確認態勢を整備しておく重要性
- ⇒**死因究明等に係る施策の総合的かつ計画的な推進の必要性**

○計画策定によって期待される効果

- ① 死因究明等が、**重要な公益性を有するものとして位置付けられること**
- ② 死因究明等に係る**実施体制の強化**
- ③ 死因究明等に係る**人材の育成及び資質の向上**

第2 死因究明等を行うための当面の重点施策

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的整備

- ・政府における施策の管理・調整体制を構築し、施策を検証・評価・監視
- ・地方に対する関係機関・団体からなる協議会の設置の要請
- ・協議会等での検討結果を踏まえた地方の実情に応じた体制整備の要請 等

2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

- ・大学における死因究明等に係る人材育成の促進 等

3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

- ・警察官、海上保安官に対する研修等の充実
- ・5年後を目途に、専門的研修を修了した医師が警察等への立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上 等

4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- ・検視官の臨場率の更なる向上、科学捜査研究所の体制整備 等

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

- ・小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析・検証
- ・検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究の推進、異状死死因究明支援事業等を活用した費用の支援 等

6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用

- ・薬物検査の充実、死亡時画像診断に関する研修の更なる充実 等

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- ・身元確認に資する歯科診療情報の標準化に係る事業、DNA型情報等の活用 等

第3 推進体制等

- 政府・地方の推進体制構築
- 大学、医療機関等の関係者の協力の確保
- 社会情勢の変化等踏まえ、適宜施策の検証及び見直し

推進計画の策定により、死因究明等が、政府および地方公共団体を始め社会全体が追及していくべき重要な公益性を有するものであることが位置づけられました。そして、地方においては、死因究明等の実施にあたって重要な役割を担う大学、医

療機関、関係団体、医師、歯科医師等の協力のもと、死因究明等推進協議会の設置と、死因究明等の推進に向けての自主的な取組が求められるようになりました。

これを受け、本県では平成 27 年 4 月に知事部局、滋賀医科大学、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院協会、大津地方検察庁、県警察、県保健所長会の代表者から構成される滋賀県死因究明等推進協議会（以下、「協議会」という。）が設置されました。地方協議会としては全国で 4 番目、近畿地方では初めての設置となりました。

② 第一次提言の提出

【平成 27 年度】

- ・ 第 1 回協議会（平成 27 年 6 月 2 日）
- ・ 第 2 回協議会（平成 27 年 9 月 3 日）
- ・ 第 3 回協議会（平成 27 年 12 月 21 日）
- ・ 第 4 回協議会（平成 28 年 2 月 15 日）

平成 27 年 6 月に第 1 回協議会を開催し、関係機関・団体が一堂に会しました。そして意見交換を重ね、本県における死因究明等の現状と課題が徐々に浮かび上がってきました。

第 4 回協議会では、これまでの協議会の結果を踏まえ、本県の死因究明等における主な課題と推進すべき施策を 20 項目にまとめ、これを第一次提言として、平成 28 年 3 月 15 日に知事へ提出しました。知事は、「各課題については、関係機関と連携しながら、できるところから取り組んでいきたい。今後も引き続き、本協議会において各施策の推進について検討していくようお願いする」と今後の協議会活動への期待を寄せました（第一次提言に掲げる重点施策については、5 頁（①～⑳）に記載しています）。

* 写真は一杉会長から知事への第一次提言提出の様子（平成 28 年 3 月 15 日）



③ その後の活動

平成 28 年度以後は、第一次提言に掲げる 20 項目の課題解決のため、協議会で取組可能なところから活動を始め、一歩ずつ県内における死因究明等の推進に向けて歩み始めています。

【平成 28 年度】

- ・ 第 5 回協議会（平成 28 年 6 月 29 日）
- ・ 第 6 回協議会（平成 29 年 2 月 6 日）

医師会、歯科医師会、病院協会、警察、保健所長会において、死亡診断、死体検案、検視にかかる医師・歯科医師・警察官の資質向上のための工夫を凝らした研修を実施していく（提言③④⑤⑩関係）ことが掲げられました。死因の究明においては、死者の病歴などを確認する必要があります。そこで、死者の病歴照会が円滑に実施できる体制づくりの一環としての（提言⑨関係）お薬手帳の普及を進めることが確認されました。さらに、死因究明制度および死因究明に関する活動内容について、一般県民への情報公開を進め、理解を得る必要があるとの結論に至りました。そこで、県ホームページ等による死因究明等の県民への普及啓発（提言⑱関係）に努めていくことなども確認されました。

また平成 28 年 11 月 15 日には、大規模災害時に適切な対応がとれるよう、日野町で実施された近畿管区広域緊急援助隊合同訓練に、死因究明等に携わる関係機関・団体も参加し、検視・検案、遺族対応訓練を実施しました（提言⑪関係）。

死因究明における死亡時画像診断に関しては、診断基準が明確でないなど問題点も存在し、その有効性と機器整備については、今後継続して慎重に検討を行うべきであることが確認されました（提言⑬関係）。

【平成 29 年度】

- ・ 第 7 回協議会（平成 29 年 7 月 12 日）
- ・ 第 8 回協議会（平成 30 年 3 月 13 日）

平成 29 年度から警察では、異状死体に対する検視や死体見分の質向上を図るため、検視官を 1 名増員し、死因究明等に関する体制を強化しました（提言⑥関係）。さらに、医師会による死体検案研修会に検視官および地域警察の代表者が出席し、日頃から「顔が見える関係」を構築することで、連携強化を図る取組を行っていることが報告されました（提言③④⑤関係）。

歯科医師会では、警察協力歯科医研修会を開催して身元確認等の技術向上を図るとともに、歯科医師会と警察との連携強化を図る取組も進められました（提言⑤関係）。

さらに、病院協会でも医師による死亡診断書作成の資質向上を目的に、大学と連携した研修会を開催しました（提言④関係）。

薬剤師会からは、お薬手帳の県民の方への普及啓発の取組とともに、電子お薬手帳「harmo（ハルモ）」の普及率が着実に上昇している旨、報告されました（提言⑨関係）。

大学では、死因究明等に関する活動に対する県民の方の理解を得るとともに、外因死者の遺族に対する心のケアを行うことを目的に、県精神保健福祉センター及びおうみ犯罪被害者支援センターと連携した相談窓口を設置する試みが始められました（提言⑱関係）。さらに在宅看取りに対処できるよう、地域医療介護総合確保

基金を活用し、医師会、警察の協力を得ながら、医師を対象とした在宅死亡に関する研修会も始められました（提言⑩関係）。

県では、死因究明等推進にかかる取組をホームページで周知するとともに（提言⑭関係）、県民に対して死因究明等の活動をわかりやすく広報しました。

平成 29 年 9 月 10 日に草津市で実施しました県総合防災訓練においては、災害時における検視・検案、遺族対応も訓練項目の一つと位置づけ、関係機関・団体から多くの参加を得て実施しました。訓練後は実際の災害が発生した場合における問題点について、歯科医師会による実際の被災地での体験も踏まえた協議を行い、遺族対応に更なる配慮が必要であることを確認しました（提言⑪関係）。

【平成 30 年度】

- ・ 第 9 回協議会（平成 30 年 6 月 12 日）
- ・ 第 10 回協議会（平成 31 年 2 月 5 日）

身元不明死体の身元確認が円滑に行えるためのデータベース構築について、現在、日本歯科医師会において実証実験が行われていることが報告されるとともに（提言⑯関係）、今後増加が見込まれる孤独死に対してどう対応すべきかについて、議論を深めました。

湖南省で実施した県総合防災訓練（平成 30 年 9 月 2 日）時においては、前年度に引き続き、検視・検案、遺族対応訓練を実施し、災害時における対処と関係機関・団体との連携について確認しました。

また、平成 30 年 2 月 26 日付け当協議会あて、県内小児医療関係機関・団体から小児死亡の実態調査の実施について要望書が提出されたことを受けて協議を行い、本県において小児死亡の実態調査を行い、「防ぎ得る死」の回避に向けた対策を検討することが必要と結論づけられました。調査結果については協議会と情報共有していくことを確認するとともに、チャイルドデスレビューについて意見交換を行いました。

保健所長会では、ある保健所で死亡診断書・死体検案書の記載内容を調査した取組が報告され、正確な記載がされていない書類が多いことが紹介されました。そして、誤記載が多い医師に対する教育等の必要性について議論されました。

～滋賀県死因究明等推進協議会 第一次提言（平成 28 年 3 月 15 日）重点施策～

- ① 死因究明協議会の継続的活動
- ② 専門的機関として、滋賀医科大学が実務、教育、研究の拠点となる。また長期的な人材確保に向けた施策を推進する。
- ③ 医師会・歯科医師会と警察が合同研修会を開催し、死因究明等に係る警察官の資質向上を行う。
- ④ 死亡診断を行う一般医師の資質向上を行う。
- ⑤ 死体検案、身元確認等に従事する医師・歯科医師の資質向上を行う。
- ⑥ 警察において、死因究明等の推進に関する基本理念を再認識し、死因究明等に関する体制の整備・強化を行う。
- ⑦ 死体検案に従事する医師を確保し、継続的に検案に従事する医師が充足できるようにする。
- ⑧ 解剖の重要性を認識し、相応の解剖率（全国平均程度あるいはそれ以上）が維持できるようにする。また、相当数の解剖が実施できるよう、費用や人員の整備を図る。
- ⑨ 速やかに死体検案が行えるよう、死者の病歴照会が円滑に実施できる体制を構築する。
- ⑩ 在宅での看取りに対処できるよう、死亡診断をめぐる体制の改善をすすめる。
- ⑪ 大規模災害時に適切な対応がとれるよう、死因究明等に携わる関係者が横断的に参加する訓練を定期的実施する。
- ⑫ 死因究明等に関する薬毒物、食中毒・感染症等の検査を県内で実施できるように科学捜査研究所及び大学の連携、体制整備を行う。
- ⑬ 死因究明等における死亡時画像診断の有効性と機器の整備について検討を進め、読影する医師の資質向上を図る。
- ⑭ 身元不明死体の身元確認が円滑に行えるよう、歯科医師会との連携を強化し環境整備を推進する。
- ⑮ 身元不明死体の身元確認が円滑に行えるよう、医療情報を有効活用する体制を整備する。
- ⑯ 身元確認のためのデータベース構築に向けて、医療情報、歯牙所見、DNA型情報の保管・利用について検討を進める。
- ⑰ 死因究明により得られた情報を専門家や関係機関・団体等が有効活用し、県内の安全確保、公衆衛生の向上に利用できるようにする。
- ⑱ 死因究明により得られた情報をもとに、本県における死因究明の状態を客観的に評価し、適正な制度の運用を図る。
- ⑲ 死因究明に関する制度の情報公開を推進し、死因究明等に関する相談窓口を設置する。
- ⑳ 死因究明等により得られた情報の遺族等に対する説明を促進する。

協議会構成機関・団体による様々な取組

① 医師会による研修会（郡市医師会ごと）の実施

滋賀県医師会は、滋賀医科大学社会医学講座法医学部門の全面協力を得て、平成28年度より死体検案研修会を、郡市医師会単位（9地域医師会）で開催しています。死体検案に関わる可能性のある医師だけでなく、広く医師会員に参加を呼びかけ、これまで「死亡診断書の書き方」「死体検案の実際」「死亡時に医師が確認すべきこと」などの研修を行ってきました（提言③④関係）。

この研修会は、死亡診断・死体検案における医師の実践的能力を向上させるという目的もありますが、検視官および地域警察の代表者にも参加いただき、日頃から「顔が見える関係」を構築し、警察と連携を強化しておくことで、実際に死亡診断・死体検案の事例が生じた場合に、スムーズな対応が期待できるという側面もあります。

また、県の総合防災訓練においては、死体検案訓練に参加する医師を近隣の郡市医師会から募り、回を追うごとに複数の医師が参加できるように工夫しています（提言⑪関係）。

*写真は平成28年に開催された研修会の様子



② 薬剤師会でのお薬手帳普及運動

滋賀県薬剤師会では、これまで、会員はもとより県民の方に対し、「お薬手帳の意義」や、その利用方法の普及啓発に努めてきました。

現在、お薬手帳は単に調剤された医薬品の情報を記録するツールとして、一定広まっているものの、利用者が複数のお薬手帳を持つ場合もあり、お薬手帳の持つ本来のメリ

ットが十分に生かされていない状況にもあります。今後も引き続き、お薬手帳の意義やその利用方法について利用者に十分説明していく必要があります。

そのため、平成27年からは、電子版お薬手帳「harmo」を導入し、その普及に努めているところです（提言⑨関係）。

<イベント等によるおくすり手帳普及啓発活動>

- 1 「危険ドラッグ等薬物乱用防止啓発キャンペーン」、「滋賀のくすりと健康フェア」での啓発活動
- 2 各地域薬剤師会による「健康フェア」および各種イベントでの啓発活動
- 3 「BIWA-TEKU」アプリによる「スマホで自分の健康管理」での普及活動

*写真は「滋賀のくすりと健康フェア 2018」



滋賀県薬剤師会では、電子お薬手帳のアプリ「harmo」の利用を促進しています。

上記1～3の活動や薬局での啓発活動により、平成28年1月におよそ5千人であった利用者が、平成31年1月にはおよそ9万人と一気に増加しました。

この3年間における利用者増加の主な要因は、①優れた携帯性、②見やすい画面、③家族分の一括管理が可能、④薬の記録がなくなる、などが挙げられます。

また電子お薬手帳を利用すれば、自身でアクセスする機会が増えるため「健康意識が高まる」ことが分析の結果明らかとなりました。

さらに、健康関連アプリの連携を通じて「健康意識」を高められるよう、「BIWA-TEKU」アプリ利用者が、ダウンロードした電子お薬手帳アプリ（どのアプリでも可能）の画面を会員薬局で提示すれば、ポイントが進呈される運用を始めています。

電子版でも従来の紙版でもお薬手帳の保有は、災害時や緊急時などの「いざという時」にも大きな力を発揮します。これまで使用してきた薬の情報を正しく医療従事者に伝え、スムーズな医薬品の提供につながります。滋賀県薬剤師会では今後も電子版を含めたお薬手帳の普及活動を多団体と協働して継続します。

「お薬手帳の意義」

- 患者自身が自分の服用している医薬品について把握し、正しく理解し、服用した時に気付いた副作用や薬の効果等の体の変化や服用したかどうか等を記録することで薬に対する意識を高めること
- 複数の医療機関を受診する際および薬局にて調剤を行う際には、それぞれの医療機関の医師および薬局の薬剤師に見せることで、相互作用や重複投与を防ぐことにより、医薬品のより安全で有効な薬物療法に繋げること

③ 歯科医師会での研修実施

滋賀県歯科医師会では、平成元年より滋賀県警察本部と提携し、各署 2 名の警察協力歯科医を配置して身元確認に従事してきました。平成 20 年には警察協力歯科医予備登録制度を創設し、今後起こりうる大規模災害に速やかに対応できるよう、平素からの備えに努めてきたところです（提言⑭関係）。

大規模災害時には、歯科医師会員全員の協力が必要になると想定されるため、毎年「警察協力歯科医としての会員研修会」を実施、滋賀県警察へも参加を呼びかけ、会員と警察官の連携を密にしながら、それぞれの資質向上に努めています。警察学校の検視実務専科においては、法歯学についての講義および身元確認に対する実習にも協力しています。

平成 28 年度には、大規模災害時に適切な対応がとれるよう、日野町で実施された近畿管区広域緊急援助隊合同訓練に参加し、身元確認訓練を実施しました（提言⑩関係）。その後も、毎年実施されている滋賀県総合防災訓練には、平成 29 年度からは各地域歯科医師会の会員へ参加を要請し、各関係機関・団体との連携を確認するとともに、会員の資質向上に努めています。

平成 29 年度には「東日本大震災における福島県の対応」と題して原発事故における対応を、平成 30 年度には神奈川歯科大学の山田良広教授に「法医学、歯科医師に求めること」と題して講演いただき、身元確認の症例数の少なさを補っています。

歯科情報のデータ化を進める取組については、現在、日本歯科医師会が厚生労働省の委託事業として、実証実験を新潟県と静岡県で実施している状況であり、今後、身元確認のためのデータベース構築が早期に実現されることが期待されます（提言⑯関係）。

* 写真は平成 30 年度開催「警察協力歯科医としての会員研修会」の様子



④ 解剖率向上に向けた取組

警察における死因究明の最大の目的は、「犯罪死の見逃し防止」にあると言えます。

殺人事件等の犯罪により亡くなられた方とその遺族の方の無念に報いて、罪を犯した被疑者を逮捕し事件の真相を究明することは、被害者の尊厳を守るとともに、更なる被害防止につながるため、今後も引き続き正確かつ確実な死因究明が求められます。

滋賀県警察では、年間 1,400～1,600 体以上の遺体に対する検視を行っていますが、遺体の外表のみからの死因究明には限界があるのが実状であり、事件性を完全に払拭できない遺体については、滋賀医科大学社会医学講座法医学部門の協力を得て、積極的な解剖を実施しています。

最近 5 年間の刑事部取扱の解剖数と解剖率は下記のとおりであり、年々解剖実施数は増加しています。

平成 26 年	約 85 体 (5.2%)
平成 27 年	約 90 体 (6.0%)
平成 28 年	約 110 体 (7.8%)
平成 29 年	約 120 体 (7.3%)
平成 30 年	約 130 体 (7.9%)



また、刑事部以外に交通部においても必要な解剖を実施しています。滋賀県警察では検察庁とも連携を保つとともに、今後とも組織一丸となって「犯罪死の見逃し防止」を徹底し、必要な解剖を積極的に実施、死因究明等の推進とともに国民生活の安定と公共の秩序の維持に努めます。

⑤ 警察における研修および検視官の増員

滋賀県警察では、組織一丸となった「犯罪死の見逃し防止」を推進するため、各種の研修・教養を行っています。

主なものとして、検視業務の中核を担う人材を育成するため

- ・各警察署の若手捜査幹部を対象とした「検視実務専科」
- ・各昇任試験合格者（昇任予定者）を対象とした「検視教養及び検視官同行研修」を実施しているほか、
- ・警察署に勤務する全警察官を対象とした「検視巡回教養」
- ・警察学校入校中の警察官を対象とした検視教養
- ・大規模災害が発生した場合における多数検視活動に関する教養

など、あらゆる機会を通じて研修・教養を実施、組織全体の検視能力の向上を図っています。

また、検視業務の「最後の砦」である検視官について、滋賀県警察では平成 23 年 3 月、刑事部捜査第一課内に「検視官室」を設置し、以後は 3 交代制勤務による 24 時間体制の検視を実施しています。

検視官室の体制は、設置時は、検視官室長（警視）1 名、検視官（警部）3 名、検視官補助官（警部補、巡査部長）7 名の計 11 名により県下全域に対する検視を行っていましたが、取扱数の増加に伴い、平成 29 年 3 月に検視官（警部）1 名が増員さ

れ、現在は検視官室長を含め5名の検視官および7名の補助官の計12名となりました。これは近畿管区内の同規模警察と比較しても充実した体制であると言えます。

今後も取扱数の増加が予想されており、予断を許さない状況ではありますが、引き続き、各検視官自らが検視業務の「最後の砦」であることを常に認識しながら、「犯罪死の見逃し」根絶を目標に努めていきます。

⑥ 病院協会での研修実施

滋賀県病院協会では、県内すべての病院（現在57病院）を会員として、定期的な研修会、講習会などを通じて医療や病院経営の質の向上に努めています。

正確に死亡診断し、正しく死亡診断書・死体検案書に記載することは、死因究明等による公衆衛生の向上および個人の尊厳維持において重要なことであり、したがって死体検案や身元確認に従事する医師には、相応の知識と技術が要求されます。

このことから、会員病院向けに平成28年度に開催した「医療安全対策研修会」および「研修医および若手医師のためのフォーラム」においては、滋賀医科大学の協力のもと、「正しい死亡診断・死体検案と書類作成」をテーマとして研修を行い、会員病院医師の実践的能力の向上に努めました。

平成29年度に開催した同フォーラムにおいても、死亡診断・死体検案に関する資料提供を行い、勤務医の専門的知識の習得に努めています。

また、平成30年3月開催の当協議会において報告された「交通事故搬送後に合併症の肺炎で死亡したが異状死届がなされなかった事例」に対し、同年6月の滋賀県病院協会理事会において対策も含めて協議しました。平成30年度版「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」（厚生労働省作成）を踏まえた届出が徹底されるよう、会員病院に対して周知させました。



*写真は平成28年度開催「研修医および若手医師のためのフォーラム」の様子

⑦ 遺族に対する心のケア

○外因死者遺族に対する効果的な心のケア実践システムの構築

内閣府が策定した死因究明等推進計画には、「死因究明等により得られた情報の遺族等に対する説明の促進」が明記されています。協議会で策定した第一次提言においても、遺族へのケアを進める（提言⑱⑳関係）ことを明記しました。特に外因死者の遺族には、家族を亡くした悲しみや自責の念、怒りなどで精神的サポートを要する方や、当面必要となる諸手続き等に混乱している方、その他悩みを聞いてほしい方など、何らかのサポートを必要としている方がおられます。協議会ではこれらの方に対し、効果的なサポートを行うためには、まず窓口を一元化し、その後、遺族の方のニーズに応じて適切なケアが出来る工夫を行う必要があると結論づけました。

そこで滋賀県では、滋賀医科大学が主体となって、全国で初めてとなる遺族のための相談窓口を開設し、遺族へ必要なケアを長期的に実施できる体制を構築して運用を開始しました。

まず、相談窓口の連絡先や詳細な手続きをわかりやすく記載したパンフレット「事故・事件・自死でご家族を亡くされた方へ 心のケア相談窓口」を作成し、外因死者遺族に対して死因決定時に遺族に説明を行う際には、県警察と連携し、パンフレットを配布、相談窓口を適宜利用できることを説明しています。

平成 29 年 4 月 1 日には滋賀医科大学社会医学講座法医学部門に心のケア相談窓口を開設し、専用電話を設置しました。相談には研修を専門的に受けた法医実務者が対応し、精神保健福祉センターおよび犯罪被害者支援センターと連携して、シームレスなケアが行える体制を構築して運用しました。地域精神保健福祉の専門機関である精神保健福祉センターが遺族の心のケアを担当し、犯罪被害者支援センターが、その他の部分を補うことで、「誰かが遺族と寄り添い、決して遺族を孤立させない」体制を構築しました。これにより本県において、ワンストップで、心のケアの相談窓口機能を果たすことができ、今後の外因死者遺族に対する心のケア支援体制の具体的なモデルになると考えられます。なお、本取り組みの実施においては、平成 28～29 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）の助成を受けています。



○大規模災害死亡者遺族に対する急性期からの心のケアの実践

大規模災害における死亡者の遺族の方々にとって、遺体の身元確認が困難になる場合などは、精神的なショックがさらに大きくなります。

このような災害時の遺族対策を円滑に行うため、災害死亡者家族支援チーム（DMORT）を招聘して遺族に対する心のケア訓練を実践しました。平成28年11月に実施した近畿管区広域緊急援助隊合同訓練および平成29年9月に実施した滋賀県総合防災訓練においては、死体検案、身元確認が行われた直後に、遺体と対面する遺族とのロールプレイを行うことにより、遺族への急性期ケア訓練を実施し、災害時に死亡者遺族と接する際にはどのような配慮が必要であるか、などを協議会で確認しました。このような訓練を今後も定期的に行うことで、大規模災害発災時に円滑に、また遺族の心情に配慮した対応ができるようになると考えています。

⑧ 在宅死亡に関する研修会の実施

近年、在宅での看取りが推進されていますが、穏やかな在宅死を実現するためには、異状死か否かを正確に判断したうえで正しい死亡診断書を記載するなど、様々な配慮が求められます。また、看取りを前提として在宅医療を受けていた患者が救急搬送されることで、救急現場に混乱が生じることもあります。

そこで、円滑な在宅看取りの実現に向けて、在宅死亡に関する研修会を、平成29年度は県内2か所で、平成30年度は県内3か所で実施しました（提言⑩関係）。実施にあたっては地域医療介護総合確保基金事業として、滋賀医科大学社会医学講座法医学部門が、滋賀県および滋賀県医師会と共催で実施しており、平成30年度第3回研修会では滋賀県薬剤師会とも共催で実施しています。県内で在宅医療に関わる多職種の方に参加いただき、現場の苦労話などについて、具体的な議論が交わされました。

【平成29年度】

第1回研修会

- ①教育講演「死体検案について」
- ②教育講演「在宅医療をめぐる問題点」
- ③教育講演「救急医の現場から」
- ④教育講演「看護師の立場から」

第2回研修会

- ①教育講演「在宅医療の現場から」
- ②教育講演「救急医の現場から」
- ③教育講演「注意すべき法的問題点」
- ④パネルディスカッション～現場で困ったこと～

【平成30年度】

第1回研修会

- ①教育講演「在宅死亡と死体検案」
- ②教育講演「救急医からみた在宅死亡の問題点」
- ③教育講演「救急集中治療・法医学に携わる看護師の視点からの提言」
- ④教育講演「より良き在宅医療に向けて」

第2回研修会

- ①教育講演「在宅死亡と死体検案」
- ②教育講演「救急医の現場から」
- ③教育講演「滋賀県における脳卒中発生状況と予後について」
- ④教育講演「注意すべき法的問題点」

第3回研修会

- ①教育講演「滋賀県医師会の在宅医療と在宅看取りの取組について」
- ②教育講演「滋賀県薬剤師会在宅ホスピス薬剤師認定制度について」
- ③教育講演「救急現場からみえる在宅医療と救急医療の関係」
- ④パネルディスカッション～他職種連携の情報共有～

⑨ 小児の死因究明に関する調査・研究の実施

滋賀県では総人口に占める小児（15歳未満）の割合が沖縄県（17.1%）に次いで高く（本県14.1%、平成29年10月1日現在人口推計より）、小児の死亡を回避するためには、県内における小児死亡の現状を明らかにするとともに、効果的予防対策を推進することが望まれます。

本県では、新生児を含む周産期死亡の検証結果を受けて、周産期死亡率を全国トップレベルにまで低下させる成果を挙げていますが、新生児期以降の正確な死因の究明と分析までは行われていないため、小児における「防ぎうる死の予防」が課題となっています。小児死亡の実態調査の実施に関しては、平成30年2月26日、日本小児科学会滋賀地方会、滋賀県周産期等医療協議会、滋賀医科大学小児科学講座、滋賀県小児科医会、滋賀県小児保健協会、滋賀県医師会小児救急医療対策委員会から協議会あて要望書も提出されました。

平成30年度からは、滋賀医科大学が主体となって、県内における小児死亡の実態調査が実施されることとなり、厚生労働省から過去3年間における死亡小票の閲覧許可を得て、現在、県内各保健所で情報収集を開始しているところです。

第一次提言においても「死因究明により得られた情報を専門家や関係機関・団体等が有効活用し、県内の安全確保、公衆衛生の向上に利用できるようにする」（提言⑰）ことを重要施策として位置づけており、今後、集積した情報を解析し、その結果を協議会ほか関係機関・団体と共有、有効活用することによって、県内における小児死亡の予防および小児の安全推進が図られることが期待されます。

⑩ ホームページの充実

死因究明等の重要性は、わが国では必ずしも十分に認識されていない現状がある一方で、今後、死因究明等は、社会全体が追及していくべき重要な公益性を有するものとして位置づけられていくことが求められています。

県では、できるだけ多くの県民の方に死因究明等について周知を図っていくため、内閣府作成リーフレットを各関係機関や県内保健所に配布するとともに、リーフレットのデータを県ホームページに掲載、いつでも必要に応じてダウンロードして活用いただけるようにし、死因究明等にかかるQ&Aも掲載するなど、ホームページから様々な情報が得られるよう工夫しています。

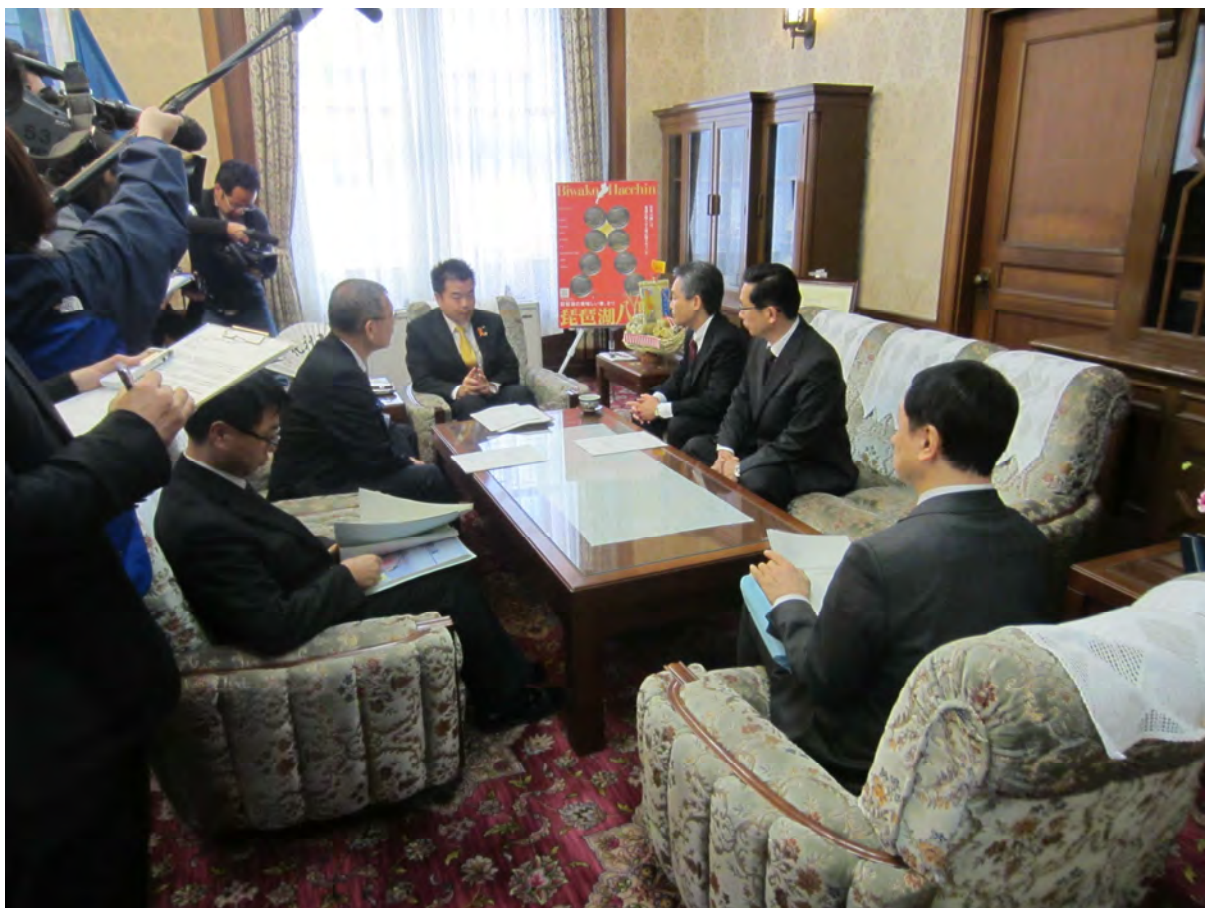
今後も随時、工夫を凝らしながらホームページ内容を充実させ、死因究明等の普及啓発に努めていきます。



滋賀県死因究明等推進協議会の活動記録

第一次提言の知事への提出（平成 28 年 3 月 15 日）

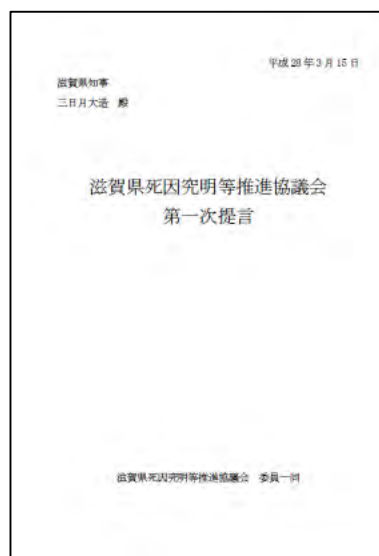
（第一次提言提出時における知事と協議会との対談）



（記者会見の様子）



（第一次提言）



死因究明へ課題提言

推進協提出 相談窓口設置など



三日月大造知事に提言書を提出する一杉正仁教授（右）

犯罪や事故で多死を見 遺知事提出した。提言は、死因究明に関する相談窓口の設置や、遺知事提出の促進、死因究明推進協議会の設置など、県民の死因究明を推進する。三月十六日、県庁で開かれた記者会見で、一杉正仁（いちすぎ せいじん）教授（京大）が、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。一杉教授は、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。一杉教授は、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。

多死が見られる。遺知事提出の促進、死因究明に関する相談窓口の設置や、遺知事提出の促進、死因究明推進協議会の設置など、県民の死因究明を推進する。三月十六日、県庁で開かれた記者会見で、一杉正仁（いちすぎ せいじん）教授（京大）が、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。一杉教授は、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。

死因究明の相談窓口を

県推進協 課題まとめ提言



死因究明の相談窓口を推進する。三月十六日、県庁で開かれた記者会見で、一杉正仁（いちすぎ せいじん）教授（京大）が、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。

犯罪死の見過しなさを防 ぐため、正確な死因究明を旨とする。死因究明推進協議会（以下「協議会」）は、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。一杉正仁（いちすぎ せいじん）教授（京大）が、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。

い合わせられる相談窓口の設置を提案した。協議会は、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。一杉正仁（いちすぎ せいじん）教授（京大）が、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。

死因究明へ 20 提言

医師などの協議会 知事に



犯罪や事故による死 相談窓口や、県民の死因究明の促進、死因究明推進協議会の設置など、県民の死因究明を推進する。三月十六日、県庁で開かれた記者会見で、一杉正仁（いちすぎ せいじん）教授（京大）が、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。

死因究明向上県に提言

県推進協 解剖率上昇や相談窓口



報告書を送る一杉会長（中央、黒髪）

協議会が知事に提言する。協議会は、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。一杉正仁（いちすぎ せいじん）教授（京大）が、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。

化▽遺族を対象として相談窓口の設置。協議会は、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。一杉正仁（いちすぎ せいじん）教授（京大）が、三月十六日、大造知事に提言書を提出した。

滋賀県総合防災時における死体検視・検案、遺族対応訓練の様子
 (平成 29 年 9 月 10 日、滋賀県草津市矢橋帰帆島公園にて)

滋賀医科大学、県医師会、県歯科医師会、県警察により、大規模災害を想定した検視・検案訓練を実施した他、おうみ犯罪被害者支援センターや日本DMORT研究会とも連携して遺族対応訓練も実施し、総勢 66 名の参加となりました。

(遺体受付)



(検視・検案訓練)



(検視・検案訓練)



(検視・検案訓練)



(歯科検案訓練)



(遺体処置訓練)



(遺体処置訓練)



(遺族対応訓練)



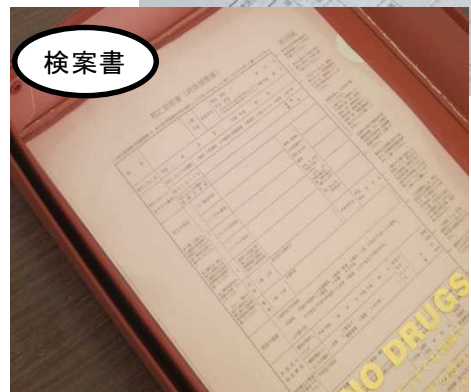
(遺族対応訓練)



(遺族対応訓練)



(知事視察)



調査研究開始へ

県死因究明協会の安全政策反映

子どもの死を減らすこと
につなげるため、滋賀医科
大や滋賀県警、県医師会な
どで構成する「県死因究明
等推進協議会」が、今年か
ら県内の小児死亡事案の調
査研究を始める。12日に大
津市京町4丁目の県病院協
会で開かれた同協議会で報
告された。

研究は滋賀医科大の小児
科学講座が中心となり、県
内の過去5年間の0歳〜中
学生くらいまでの死亡事案
を詳しく検証し、具体的な

病気や事故態様を分析す
る。また、虐待死などが見逃
されていないか改めて確認
する。結果は随時、協議会
で報告し、子どもの安全に
関する政策に反映させる。
県によると、県内の15歳
未満の死者数は、2016
年に32人だった。

この日の協議会には、構
成機関の15人が出席。同大
医学部社会医学講座教授の
一杉正仁会長が「子どもの
死因で、滋賀に特徴的な傾
向がないか正確に分析し、

協議会＝大津市京町4丁目
県病院協会



予防に生かしたい」と話し
た。他に、県警が取り扱う
遺体数が年々増加している
といった現場の課題が報告
された。
(辻智也)

小児変死調査開始へ

県死因究明協 滋賀医大が主体

犯罪や事故による変死の
死因究明について関係機関
が話し合う「県死因究明等
推進協議会」の本年度第一
回会合が十二日、大津市京
町の県厚生会館であった。
前回議題となった小児変死
の実態調査は、滋賀医科大
の医師が主体で行うことが
決まった。国内でも先進的
な取り組みという。

同大の小児科学講座が県
を通じ、死因や死亡時刻な
どが書かれた「死亡小票」
を厚生労働省に閲覧申請
し、データとする。調査を
巡っては、県内の小児科医
らが協議会主導で行うよ
う要望していたが、県によ
ると、協議会のメンバーに
小児科医がいないことや
県の予算不足のため、同大
が独自に行うことになった。

不慮の事故や虐待による
小児の死亡事例を集めて原
因を調べ、再発防止につな

げる取り組みは「チャイル
ド・デス・レビュー」と呼
ばれ、欧米で導入されてい
る。日本では厚生省が制度
導入を検討しているほか、
愛知県や群馬県では独自の
研究が進んでいる。

このほか、昨年引き続き
き、九月に湖南市で予定さ
れている県総合防災訓練に
関係機関が参加し、検視や
検案訓練などを行うことも
確認した。
(鈴木啓紀)

協議会の様子（平成 31 年 2 月 5 日）



滋賀県死因究明等推進協議会のあゆみ

編 集 滋賀県死因究明等推進協議会
(事務局 滋賀県健康医療福祉部医療政策課)
〒520-8577
大津市京町四丁目1番1号
T E L : 077-528-3625
F A X : 077-528-4859
発 行 平成31年3月

※本冊子は滋賀県のホームページで常時閲覧できます。